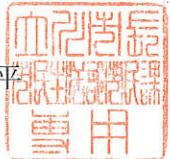


第1号様式（第2条、第6条関係）

立市市住第194号  
令和3年3月19日

株式会社 シンセイハウジング 代表取締役 増田 菊次 様

立川市長 清水庄平



街区番号・住居番号設定通知書

立川市住居表示に関する条例 第2条  
第3条第4項 の規定に基づき、あなたの街区符号、住居番

号は次の通り設定しましたので通知します。

氏名又は名称		株式会社 シンセイハウジング 代表取締役 増田 菊次
住所 居所の表示	廃止した表示 又は旧表示	立川市 町 丁目 番 号
所在地	新表示	立川市柴崎町3丁目16番5号
設定・変更又は廃止の年月日		令和3年3月19日

(参考) 立川市住居表示に関する条例(昭和39年条例第16号)

(街区の区域)

第2条 市長は、街区の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区記号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに、関係人に通知しなければならない。

(住居番号)

第3条第4項 市長は、住居番号をつけ、変更し、又は廃止したときは、直ちに関係人に通知しなければならない。